

Q 保険証に記載されていた、健康保険の記号・番号はどこで確認できますか？



健康保険 被保険者 療養費 支給申請書(治療用器具)

1 2

被保険者(申請者)記入用

被保険者等 記号・番号 (左づめ)	記号	番号	記号番号がわからない場合はマイナンバーを記入してください
(フリガナ)	被保険者の生年月日	事業所の名称	
住所	月 日	TEL ()	
電話番号 (日中の連絡先)			

ここに記入する数字のことです！

□ 本申請書の提出を事業主へ委任します。(委任する場合は☑)

記号・番号とは…

当健康保険組合への加入時に割り振られる番号です。
会社ごとに決まっている「記号」と、被保険者ごとに割り振られる「番号」があります。

※被扶養者の方も、被保険者と同じ記号・番号を使用します。



現在はマイナ保険証での受診が基本となっていますが、マイナンバーカードには従来の保険証に記載されていた「記号・番号」などの記載がありません。

給付金申請や健診申込みなどで、「記号・番号」の記入が必要な場合は、以下のいずれかの方法で確認できます。

1 マイナポータル

以下の手順でマイナポータルの資格情報画面で確認できます。

マイナポータルは
こちらからダウン
ロード



iPhone



Android

- ① 「マイナポータル」アプリを開き、4桁の利用者証明用暗証番号を入力し、スマホでマイナンバーカードを読み取ってログイン



- ② 証明書の項目から「健康保険証」を選択



- ③ 資格情報(記号・番号)が表示される



2 資格情報のお知らせ

保険証廃止前に加入者へ一斉交付しています。保険証廃止以降の新規加入者には、当健康保険組合加入時に交付しています。紛失してしまった場合は「マイナポータル」で確認いただくか、当健康保険組合に再交付を申請してください。

資格情報のお知らせ
令和〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00

氏名 健保 太郎

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

3 資格確認書

マイナ保険証を持っていない方には、当健康保険組合からマイナ保険証の代わりとなる「資格確認書」を交付しています。資格確認書には記号・番号が記載されています。

